

高齢者福祉サービス

スのお知らせ



●サービスを利用する前に

高齢者福祉サービスを利用するには、申請、または申込みが必要です。事前にご確認ください。
申請用紙等は保健センターや町地域包括支援センター（大磯町立福祉センターさざれ石及び国府支所）に用意してあるほか、町ホームページからもダウンロードすることができます。




いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、65歳以上の在宅の方に向けてさまざまなサービスをご用意しています。

☎福祉課 ☎内線302・315・316


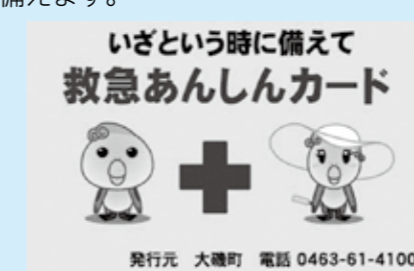
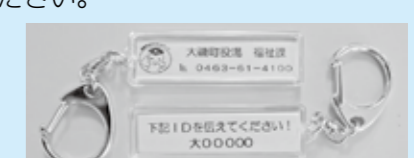
★ひとり暮らしや援助が必要な方のために

サービスの種類	【緊急通報サービス】	【配食見守りサービス】	【軽度生活援助サービス】
サービスの種類	ひとり暮らしの方などに緊急通報装置を貸出します。緊急事態発生時には、管理センターと連絡を取ることができ、状況に応じて対応します。	在宅で見守りが必要な高齢者の方へ、安否確認を兼ねたお弁当の配達を行います。	一時的な体調不良や退院直後の回復期など、日常生活に支障がある方に、回復するまでの短期間、日常生活の支援を行います。
対象者	おおむね65歳以上の在宅の方で、次のすべてに該当する方 ・ひとり暮らしまたは日中独居となる方 ・常時の見守りが必要と認められる方	おおむね65歳以上の在宅の方で、次のいずれかに該当する方 ・ひとり暮らしまたは日中独居となる方 ・高齢者のみの世帯で、対象者以外の方が要介護認定等を受けているため援助を受けることが困難な方	おおむね65歳以上の要介護（支援）認定及び障害支援区分の認定を受けていない在宅の方で、次のいずれかに該当する方 ・ひとり暮らしの方または日中独居になる方 ・高齢者のみの世帯で、対象者以外の方の援助を受けることが困難な方
利用料助成額	月額800円 (減免あり)	1食あたり500円 (減免あり)	1時間あたり600円 (減免あり)
サービス内容	緊急通報システム（人感センサー、発受信機、火災警報器）の貸出し、月1回以上のお伺い電話、心配事相談	1日1食（昼食または夕食）、週5日まで事業者からお弁当を配達します。安否確認のため配達員から直接お受け取りください。	外出、買物、調理、洗濯、掃除などの援助を、平日の午前9時から午後5時のうち1日2時間以内で、月10日を限度（最長3ヶ月まで）に行います。

★高齢者を介護している方のために

【紙おむつ購入費助成】	【介護タクシー利用助成】	【訪問理美容出張費助成】
在宅で生活している重度介護者の方の紙おむつ購入費の一部を助成します。 ※申請は6月1日からです。	常時車いすを利用している在宅の方で、公共交通機関を利用することが困難な方に、介護タクシーの費用を助成します。	在宅で寝たきり等の理由で理美容院に行けない方に、自宅で理美容サービスを利用するための出張費を助成します。
おおむね65歳以上の在宅の方で、次のすべてに該当する方 ・要介護4または5の認定を受けている方 ・市町村民税が本人非課税である方 ・常時紙おむつが必要と認められる方	次のすべてに該当する方 ・要介護認定を受けている方 ・常時車いすを必要とし、介護タクシー以外での移動が困難な方 ・当該年度において在宅障害者タクシー利用助成を受けていない方	次のいずれかに該当する方 ・要介護4または5の認定を受けている方 ・障害支援区分が1・2級の方
		
年間40,000円を限度	年間36,000円を限度	年間6,000円を限度

★いざというときのために ※役場や地域包括支援センター（国府支所）で配布しています。

【救急医療情報キット】	【救急あんしんカード】	【はいかいSOSネットワーク】
自宅での緊急時、連絡先や持病、服用している薬などの必要事項を記入しておくことで、必要な情報を周囲の人に伝えることができます。	普段から身に付けておくことで、外出先等での緊急時にご家族等への連絡や、適切な処置を円滑に行えるように備えます。	認知症の高齢者の方が自宅に帰れなくなってしまった場合に備え、事前に情報を登録しておくことで、警察や介護保険事業者等と連携して早期発見に努めます。登録時に番号の入ったキーホルダーをお渡ししますので、普段の持ち物につけてください。
		
▲救急医療情報キット	▲救急あんしんカード	▲SOSキーホルダー